

平成27年 第6回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成27年5月21日(木) 午後1:30~午後2:15

2. 場 所 : 役場庁舎2階 委員会室

3. 出席委員 (10人)

職 名	番 号	氏 名
会 長	10	村岡 和俊
委 員	1	畠山 賢悦
”	2	小坂 敏
職務代理	3	長根 孝衛
委 員	4	長井 進
”	5	佐藤 光男
”	6	坂根 重友
”	7	小澤 守昭
”	8	谷地村 久人
”	9	工藤 昭治

4. 欠席委員 (0人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第5号 農地賃貸借の解約に係る合意書の受理について

日程第4 議案号11号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第5 議案第12号 農地法第3条第3項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第6 議案第13号 平成26年度農業委員会活動の点検評価(案)並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

7. 会議の概要

(平成 27 年第 6 回 5 月の総会)

議 長	<p>会議に入る前に、農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>唱和の音頭を、3 番 長 根 孝 衛 君 にお願ひします。</p>
	(農業委員会憲章の唱和)
議 長	<p>本日の出席委員数は <u>10</u> 名で、定足数に達しておりますので、これより平成 27 年第 6 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは議事録署名委員には、 1 番 畠山 賢悦 君 並びに 4 番 長井 進 君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第 2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	次に、日程第 3 報告第 5 号 農地賃貸借の解約に係る合意書の受理について、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>3 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 3 報告第 5 号農地賃貸借の解約に係る合意書の受理について</p> <p>このことについて、別紙のとおり農地賃貸借の解約に係る合意書を 1 件受理したので、報告いたします。</p> <p>P 4、受付番号第 9 号の農地賃貸借の解約に係る合意書は、賃貸人が自ら耕作するため、賃借人と解約するものです。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に日程第 4 議案第 11 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題とします。</p> <p>受付番号 20 号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明をもとめます。</p>
事務局	<p>5 ページをお開きください。</p> <p>日程第 4 議案第 11 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可につ</p>

	<p>いて</p> <p>農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めるものです。</p> <p>今月の農地法第3条の許可申請は、売買1件、使用貸借が1件、合計2件であります。</p> <p>P6、受付番号20号の農地法第3条の許可申請は、売買によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P7 農地法3条1項の調査書、P8 許可申請書の写し、P9 申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>申請地箇所は、農地として耕作されています。買受人の居宅が隣地にあり効率面から見て売買したいと申請したものです。売買金額については申請書に記載されていますので参考ください。また、経営状況等から見て、地域調和、周辺農地状況など、別紙農地法第3条の調査のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、受付番号第20号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、受付番号20番の現地調査の結果を担当の6番坂根委員から報告を求めます。</p>
坂根委員	<p>議案第11号 受付番号20号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号20号の申請地の地目は畑であり、売買後も畑として利用するということでもあります。譲渡人は隣地に居宅があり利用効率の面からみて申請されたものです。</p> <p>また、利用状況からみても特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見ございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>引き続き、日程第4 議案第11号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号21号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>

事務局	<p>10ページをお開き下さい。</p> <p>受付番号21号の農地法第3条の許可申請は、使用貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P11 農地法3条1項の調査書、P12 許可申請書の写し、P13に申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。申請地箇所は、親子間の使用貸借であり、譲渡人が引き続き農業者年金受給のため譲受人と使用貸借の再設定をするものであります。また、別紙農地法第3条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。なお、この申請については、農業者年金を引き続き受給するためのものであり、利用状況等の調査については割愛させていただきました。</p> <p>以上で受付番号第21号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第11号の受付番号20号から21号については、申請のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第11号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に日程第5、議案第12号 農地法第3条第3項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>それでは、受付番号1号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>14ページをお開きください。</p> <p>日程第5 議案第12号 農地法第3条第3項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>受付番号1号の、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、P15議案書記載のとおり、解除条件付きの賃貸借件の設定であります。</p> <p>P16 農業生産法人以外の法人等の貸借の場合の調査書、P17 許可申請書の写し、P18 賃貸借契約書の写し、P19 申請地の位置図、P20 確約書の写しをを添</p>

	<p>付しておりますので参考にしてください。</p> <p>なお、農地法第3条第3項第4号に基づく村長の意見については、許可することに異議なしの回答を5月14日付けで回答を頂いてあり、P21に写しを添付しております。</p> <p>なお、現地調査及び聴き取り調査の結果から、P19の位置図のとおり、今回の申請地は水稻を作付するということです。また、毎年4月に提出する農地等の利用状況報告書や、地域農業者との適切な役割分担や役員の常時従事など、P16の調査書記載のとおり、農地法3条3項各号の許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の7番 小澤委員から報告を求めます。</p>
小澤委員	<p>議案第12号 受付番号1番の、現地調査の結果を報告します。</p> <p>去る5月15日に、事務局長と農業委員3名で申請の農地を現地調査しましたが、現在は田として耕作されており、地元の建築事業者である借受人がそのまま継続して田として耕作することですので、問題は無いと考えます。</p> <p>また、周辺農地の利用状況かた見ても特段、問題は無いと思われまます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明及び現地調査結果報告について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第12号、受付番号1号について申請のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第12号は、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程第6 議案第13号 平成26年度農業委員会活動の点検評価並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>23ページをお開きください</p> <p>日程第6 議案13号 平成26年度農業委員会活動の点検評価並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画について</p>

	<p>「農業委員会の適切な事務実施について」（平成21年1月23日付け20経営第5791号農水省経営局長通知）に基づき、別紙の平成26年度点検・評価並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画の公表について農業委員会の意見を求めるとありますので平成27年度の目標とその達成に向けた活動計画についてP27から資料のとおり新郷村のHP上で、4月1日から5月7日まで地域農業者から意見を募集しました。その結果、意見及び要望など何も無かったので、今回の総会で審議後、これらの決定した内容について新郷村HP上で、公表することになりますので、ご理解をお願いします。</p> <p>以上説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第13号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第13号は、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、平成27年第6回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年 月 日

議長

署名者

署名者